

大阪港港湾計画書(案)

— 改訂 —

平成31年2月

大阪港港湾管理者
大 阪 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年10月 第43回大阪市港湾審議会
- ・平成18年11月 交通政策審議会第20回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年6月 第45回大阪市港湾審議会
- ・平成20年12月 第47回大阪市港湾審議会
- ・平成21年11月 第48回大阪市港湾審議会
- ・平成23年10月 第51回大阪市港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年5月 第53回大阪市港湾審議会
- ・平成24年8月 第54回大阪市港湾審議会
- ・平成25年2月 第55回大阪市港湾審議会
- ・平成25年2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年8月 第56回大阪市港湾審議会
- ・平成26年2月 第58回大阪市港湾審議会
- ・平成26年3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・平成27年3月 第60回大阪市港湾審議会
- ・平成28年5月 第62回大阪市港湾審議会
- ・平成28年7月 交通政策審議会第64回港湾分科会
- ・平成29年5月 第64回大阪市港湾審議会

の議を経た大阪港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	大阪港への要請	1
2	港湾計画の方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	フェリー埠頭計画	10
3	危険物取扱施設計画	11
4	専用埠頭計画	12
5	水域施設計画	13
6	外郭施設計画	14
7	小型船だまり計画	15
8	臨港交通施設計画	16
IV	港湾の環境の整備及び保全	18
1	廃棄物処理計画	18
2	港湾環境整備施設計画	19

V	土地造成及び土地利用計画	20
1	土地造成計画	20
2	土地利用計画	20
3	海浜計画	21
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	22
1	効率的な運営を特に促進する区域	22
2	効率的な運営を特に促進する区域（PFI事業）	23
3	臨海部物流拠点の形成を図る区域	24
VII	その他重要事項	25
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	25
2	大規模地震対策施設	27
3	港湾の再開発	30

I 港湾計画の方針

1 大阪港への要請

大阪港は、大阪湾奥部に位置し、住吉津、難波津と呼ばれた古代から、海陸交通の要衝として栄え、江戸時代には運河が縦横に開削され、諸国物産の集散地となり、「天下の台所」として海運、水運が非常に栄えた。1868年（慶応4年7月）の開港以来、常にわが国の代表的な国際貿易港として発展を続け、昭和26年9月、特定重要港湾に指定され、平成23年3月の港湾法改正に伴う港格の見直しにより国際戦略港湾に指定され、平成29年には開港150年を迎えたところである。

今日の大阪港は、大阪都市圏を中心に、近畿圏を背後に擁し、我が国を代表する国際貿易港として、大阪都市圏等の経済活動や安定した市民生活を支えるとともに、時代に応じた新しい産業の育成の場として重要な役割を担っている。

平成29年における大阪港の港勢は、入港隻数が23,187隻、港湾取扱貨物量が外貿3,484万トン（うちコンテナ3,111万トン(205万TEU)）、内貿4,976万トン（うちフェリー3,242万トン）、合計8,460万トンに達している。

一方で、大阪港を取り巻く状況は、近年大きく変化しつつある。

アジア地域の急速な経済成長や人口の増加、経済活動のグローバル化に伴う国際分業の進展に伴い、これらの地域との交易が一層活発化しており、我が国の産業・貿易構造の変化に伴って、産業や国民生活を支える国際海上輸送ネットワークの重要性は高まっている。一方、中国を中心とした東アジア諸港の港勢の伸長により、我が国の港湾の相対的地位が低下している。その中で、大阪港は、大阪都市圏の経済活動や安定した市民生活を支える都市型港湾として、より一層の国際競争力の強化が求められている。さらに、平成22年には、阪神港として国際コンテナ戦略港湾に選定され、我が国全体の経済・産業を支える上で、これまで以上に重要な役割を担うこととなった。

また、国際分業の進展に伴ってサプライチェーンマネジメントの高度化が進む中、高度なロジスティクス機能を備えた物流拠点の形成など、総合的な物流の効率化が求められている。

国内物流については、トラック輸送のドライバー不足や長距離ドライバーの過重労働が社会問題化する中で、一度に大量輸送が可能な内航フェリー輸送等の重要性が高まっている。このような状況の中、フェ

リー船社等は、輸送能力の向上等を図るため船舶のリプレースを進めており、これらに対応した埠頭機能の強化が求められている。

大阪港は、経済・文化等の機能が集積する都心部に近接し、人流・物流の結節点としての役割を担ってきた。今後ともこの役割を果たしつつ、広大な用地やロケーションを活かした持続的な大阪の経済活性化や臨海部活性化に資する取り組みが求められている。

そのほか、良好な港湾環境及び都市環境の保全、創出に向けて、廃棄物等の海面処分場の確保やCO₂の削減等による環境負荷の低減を図るとともに、多様な生物の生息・生育や人と海との関わりの増大に向けた取り組みが求められている。

さらに、近い将来に発生すると予想されている南海トラフ地震のような大規模災害から、市民の人命と財産を守るとともに、大阪都市圏の経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、防災・減災のための取り組みが求められている。

以上を踏まえ、大阪都市圏の経済活動や安定した市民生活を支える都市型港湾として、物流・交流・環境・防災の4つの機能が調和した魅力あるみなとづくりを目指していく。

2 港湾計画の方針

平成30年代後半（2020年代後半）を目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 物流：国際競争力の強化に資するロジスティクス機能の強化
 - ・国際コンテナ戦略港湾として、アジアを中心とした交易の増加や船舶の大型化に対し、高規格コンテナターミナルをはじめ国際水準の港湾物流施設を備えた効率性・生産性の高い物流拠点の形成を図るとともに、コンテナ埠頭及びフェリー埠頭については一体的・効率的な埠頭運営を推進し、より一層の国際競争力の強化を図る。
 - ・サプライチェーンの効率化など多様化・高度化する物流ニーズに対応するため、陸・海・空の結節点である大阪港ならではの最適な輸送モードの提供を目指し、高度なロジスティクス機能の集積を図る。
 - ・既存ストックの有効活用など港湾経営の観点を考慮しつつ、需要見込みに応じて、埠頭の利用転換・廃止などの計画の見直しを行う。

- 2) 交流：魅力的な観光・集客拠点の形成と臨海部の活性化
 - ・経済・文化等の機能が集積する都心部に近接しているという優位性を活かし、今後寄港が増加すると見込まれるクルーズ客船の受け入れを推し進めるとともに、発着クルーズの増加に取り組み、クルーズ客船の母港化を図る。
 - ・広大な用地や非日常空間を演出できるロケーションや景観等を活かし、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図る。
 - ・地域の特性を活かした再開発や民間活力導入等により臨海部の活性化を図り、身近で市民に親しまれるベイエリアの形成を図る。

- 3) 環境：港湾及び都市環境の向上に寄与する港湾施設の維持・確保
 - ・良好な港湾環境の保全、創出に努めるとともに、廃棄物等を適正に処分する海面処分場を引き続き確保するとともに、延命化に努める。
 - ・環境負荷の低減を図るため、内航海上輸送ネットワークの充実を通じてモーダルシフトを推進する。

4) 防災：広域的な防災・減災機能の充実と市民生活の安全確保

- ・大規模地震等発生時を見据え、大阪都市圏の経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的かつ近隣港湾と連携した広域的な防災・減災機能の強化を推進する。

以上の方針のもと、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 舞洲地区及び夢洲地区の東側、南港地区の東側及び南側、西側、此花地区の南西側並びに港地区の南側については、港湾施設及び物流施設が立地する物流関連ゾーンとする。
- ② 舞洲地区、夢洲地区及び南港地区の中央部については、業務・商業・居住・観光機能等の都市的利用を図る都市機能ゾーンとする。
- ③ 舞洲地区及び夢洲地区の西側、南港地区の北側、此花地区の南東側並びに港地区及び大正地区の西側については、親水緑地や、旅客船埠頭、集客・交流施設が連携し、様々な人々が訪れる交流拠点ゾーンとする。
- ④ 此花地区の北西側、大正地区の南側及び住之江地区は生産ゾーンとする。
- ⑤ 新島地区は、将来的に外貿コンテナ埠頭等の物流関連ゾーンとするが、当面、廃棄物等を適正に処分する廃棄物処分ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次(2020年代後半/平成30年代後半)における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外貿 (うち外貿コンテナ)	4,470 万トン (4,000 万トン[271 万 TEU])
	内貿 (うちフェリー) (うち内貿コンテナ)	5,190 万トン (3,340 万トン) (472 万トン [52 万 TEU])
	合計 (うちコンテナ取扱個数)	9,660 万トン (323 万 TEU)
船舶乗降旅客数		164 万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

増大するコンテナ貨物需要に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

夢洲地区

水深 15～16m 岸壁 3 バース 延長 1,350m (コンテナ船用)
[既設] C10～12

埠頭用地 74ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 57ha 既設、11ha 工事中) [既設の変更計画]

〔 既設
埠頭用地 67ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 57ha 既設、11ha 工事中) 〕

南港地区 (南港東)

水深 13m 岸壁 4 バース 延長 1,400m (コンテナ船用)
[既設] C1～4

埠頭用地 49ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

南港地区 (南港北)

水深 14m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)
[既設] C8

水深 14m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)
[既定計画] C9

埠頭用地 26ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

新島地区

水深 15m 岸壁 4 バース 延長 1,400m (コンテナ船用)
[既定計画] C13～16

埠頭用地 73ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 32ha 工事中) [既定計画]

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

(2) 外貿一般貨物埠頭計画

完成自動車等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

南港地区（北埠頭）

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 330m
[既定計画の変更計画] R2

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 185m
[既定計画の変更計画] R1

埠頭用地 13ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）
[既設の変更計画]

既定計画

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 180m

水深 7.5m 岸壁 4 バース 延長 850m

埠頭用地 6ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

埠頭用地 17ha（旅客施設用地 1ha、
荷捌施設用地及び保管施設用地 17ha）

南港地区（南港東）

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m [既定計画] NH2

埠頭用地 5ha（荷捌施設用地及び保管施設用地） [既定計画]

新島地区

水深 14m 岸壁 2 バース 延長 600m [既定計画] SI1、SI2

埠頭用地 12ha（うち 9ha 工事中）
（荷捌施設用地及び保管施設用地） [既定計画]

(3) 内貿埠頭計画

利用実態や今後の利用見込等を踏まえ、公共埠頭を次のとおり計画する。

南港地区（北埠頭）

次の既設の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深 4m		延長 365m

南港地区（中埠頭）

次の既設の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深 4m		延長 110m

南港地区（南港東）

次の既設の施設を廃止する。

既設			
水深 5.5m	岸壁 8 バース		延長 720m
物揚場	水深 4m		延長 121m
物揚場	水深 4m		延長 147m

南港地区（南港南）

次の既設の施設を廃止する。

既設			
水深 5.5m	岸壁 3 バース		延長 320m
物揚場	水深 4m		延長 104m
物揚場	水深 4m		延長 133m

舞洲地区

次の既設の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深 4m		延長 340m

此花地区（梅町）

次の既設の施設を廃止する。

〔	既設			〕
	物揚場	水深 2m	延長 228m	

此花地区（北港）

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 390m [既定計画] W53,55,57

港地区（中央埠頭）

次の既設の施設を廃止する。

〔	既設			〕
	物揚場	水深 2m	延長 523m	
	物揚場	水深 4m	延長 123m	

港地区（尻無川右岸）

次の既設の施設を廃止する。

〔	既設			〕
	物揚場	水深 1～2m	延長 1,245m	

大正地区（大正内港）

次の既設の施設を廃止する。

〔	既設			〕
	物揚場	水深 4m	延長 100m	

2 フェリー埠頭計画

(1) 内貿フェリー埠頭

長距離フェリー輸送の需要に対処するため、内貿フェリー埠頭を次のとおり計画する。

南港地区（北埠頭）

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 520m

[既定計画の変更計画] R4,5

埠頭用地 8ha（旅客施設用地 1ha、荷捌施設用地及び保管用地 7ha）

[既設の変更計画]

既定計画

水深 7.5m 岸壁 4 バース 延長 850m

既設

埠頭用地 17ha

（旅客施設用地 1ha、荷捌施設用地及び保管用地 17ha）

3 危険物取扱施設計画

石油類等を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

新島地区

水深 14m 岸壁 2 バース 延長 560m (専用)	[既定計画]
水深 7.5m 岸壁 5 バース 延長 650m (専用)	[既定計画]
危険物取扱施設用地 65ha (うち 60ha 工事中)	[既定計画]

4 専用埠頭計画

立地企業の事業計画の見直しに対応して、専用埠頭を次のとおり計画する。

南港地区（中埠頭）

次の既設の施設を廃止する。

〔 既設
水深 5.1m 岸壁 3 バース 延長 500m 〕

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地、及び航路・泊地を次のとおり計画する。

1) 航路

北航路 水深 10m 幅員 200m [既定計画]

南航路 水深 12m 幅員 300m

なお、これに伴い、南港南防波堤 500m を撤去する。 [既定計画]

2) 泊地

港地区（中央埠頭） 水深 10.5m 面積 1ha [既定計画]

南港地区（南港東） 水深 13m 面積 2ha [既定計画]

水深 12m 面積 1ha [既定計画]

南港地区（南埠頭） 水深 9m 面積 1ha [既定計画]

此花地区（北港） 水深 7.5m 面積 1ha [既定計画]

新島地区 水深 15m 面積 8ha [既定計画]

水深 14m 面積 5ha [既定計画]

3) 航路・泊地

南港地区（南港北） 水深 14m 面積 13ha [既定計画]

南港地区（南港東） 水深 13m 面積 22ha [既定計画]

水深 12m 面積 1ha [既定計画]

南港地区（南埠頭） 水深 9m 面積 2ha [既定計画]

新島地区 水深 15m 面積 155ha [既定計画]

水深 14m 面積 6ha [既定計画]

6 外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全性を確保するため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

夢洲地区	北港中防波堤	延長 90m	[既定計画]
------	--------	--------	--------

南港地区	南港内港防波堤	延長 150m	[既定計画]
------	---------	---------	--------

新島地区	新島北防波堤	延長 340m	[既定計画]
------	--------	---------	--------

	新島南防波堤	延長 1,720m	[既定計画]
--	--------	-----------	--------

7 小型船だまり計画

官公庁船等を係留するための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

港地区（中央埠頭）

防波堤 延長 60m（工事中）	[既設]
小型栈橋 6 基	[既定計画]
水深 4m 物揚場 延長 190m（工事中）	[既設]
埠頭用地 1ha（工事中）	[既設]

港地区（中央埠頭）

北海岸通船溜防波堤 延長 221m	[既設]
小型栈橋 1 基	[既設]
水深 4m 物揚場 延長 70m	[既定計画]
水深 3m 物揚場 延長 176m	[既定計画]

8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とのアクセス向上を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路此花大橋

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 都市計画道路桜島守口線

6車線

[既設の変更計画]

臨港道路夢洲埠頭1号線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 臨港道路夢洲埠頭2号線

4車線(既設)

[既設の変更計画]

既設

臨港道路此花大橋

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 都市計画道路桜島守口線

4車線

臨港道路夢洲埠頭1号線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

4車線

臨港道路夢洲・新島連絡線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 新島地区

4~6車線

[既定計画]

臨港道路港区中央埠頭南線

起点 港地区中央埠頭物揚場

終点 国道172号

2車線

[既定計画]

臨港道路南埠頭連絡線

起点 臨港道路大和川北岸線

終点 南港地区南埠頭

8 車線（うち一部既設）

[既定計画]

臨港道路南港東 1 号線

起点 南港地区南港東外貿埠頭

終点 臨港道路柴谷南港東線

4 車線

[既定計画]

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

過密化した大阪都市圏の内陸部では、廃棄物最終処分場の確保が困難であるため、循環利用できない廃棄物等を適正に処分する海面処分場を次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

新島地区

海面処分・活用用地 286ha（うち 160ha 工事中） [既定計画]

2 港湾環境整備施設計画

市民が自然に親しむことができる、快適で魅力ある水辺空間を創出するとともに、良好な港湾環境の保全、創出のため、緑地や海浜を次のとおり計画する。

舞洲地区	緑地 7ha (既設)	[既設の変更計画]
南港地区 (南港北)	海浜 750m	[既定計画]
南港地区 (南港東)	緑地 2ha (既設)	[既設の変更計画]
南港地区 (南埠頭)	緑地 6ha (既設)	[既設の変更計画]
港地区 (安治川内港)	緑地 2ha	[既定計画]
夢洲地区	緑地 52ha	[新規計画]
	緑地 42ha	[既定計画の変更計画]
	海浜 1,700m (うち 500m 工事中)	[既定計画]
新島地区	緑地 38ha	[既定計画]
	海浜 920m	[既定計画]
既設		
舞洲地区	緑地 9ha	
南港地区 (南港東)	緑地 4ha	
南港地区 (南埠頭)	緑地 8ha	
此花地区	緑地 1ha	
港地区 (中央埠頭)	緑地 1ha	
既定計画		
大正地区 (鶴浜)	緑地 1ha	
夢洲地区	緑地 36ha	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地造成、土地利用及び海浜を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新島地区	(38) 38	(31) 31				(5) 5		(11) 11	(85) 85
南港地区	(5) 5	(10) 10							(15) 15
合計	(43) 43	(41) 41				(5) 5		(11) 11	(100) 100

注1：() は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新島地区	(85) 85	(90) 90				(21) 21	(65) 65	(38) 38	(300) 300
夢洲地区	(74) 74	(81) 81	(16) 16		100	(26) 26		(94) 94	(291) 391
舞洲地区	(19) 19	(21) 21			46	(23) 23		(60) 111	(123) 220
南港地区	(194) 194	(404) 404		(46) 46	134	(100) 102		(56) 79	(799) 959
此花地区	(12) 12	(165) 165	(18) 18	(167) 167	98	(17) 37		(9) 9	(388) 507
港地区	(24) 24	(109) 109	(18) 18	(42) 42	16	(1) 21		(11) 13	(205) 244
大正地区	(17) 17	(27) 27	(15) 15	(238) 238	9	(4) 14		(6) 6	(307) 326
住之江地区		(141) 141		(70) 70	5	(3) 11			(214) 226
西地区		(1) 1			12				(1) 13
浪速地区					4				4
西成地区		(4) 4		(32) 32	1				(36) 38
合計	(425) 425	(1,043) 1,043	(68) 68	(595) 595	427	(195) 255	(65) 65	(273) 349	(2,664) 3,227

注1：() は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

3 海浜計画

(単位：m)

地区名	海浜
新島地区	(920) 920
夢洲地区	(1,700) 1,700
舞洲地区	(1,000) 1,000
南港地区	(750) 750
合計	(4,370) 4,370

注1：（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船及び内貿フェリーにより運送される貨物を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法(昭和25年法律第218号)第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるもの含む。)

夢洲地区

水深 15~16m 岸壁 3 バース 延長 1,350m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] C10~12
埠頭用地 74ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 57ha 既設、11ha 工事中) [既設の変更計画]

南港地区 (南港東)

水深 13m 岸壁 4 バース 延長 1,400m (コンテナ船用)
[既設] C1~4
埠頭用地 49ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

南港地区 (南港北)

水深 14m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)
[既設] C8
水深 14m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)
[既定計画] C9
水深 10m 岸壁 2 バース 延長 450m (コンテナ船用)
[既設] KF1,2
埠頭用地 31ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

南港地区 (北埠頭)

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 520m
[既定計画の変更計画] R4,5
埠頭用地 8ha
(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

南港地区（南港南）

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 710m（フェリー用）

[既設] F1,3,4

埠頭用地 8ha

（旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地）[既設]

2 効率的な運営を特に促進する区域（P F I 事業）

港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、以下の区域において民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

港地区（中央埠頭）

埠頭用地 1ha（旅客施設用地）

3 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

夢洲地区

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を夢洲地区に配置する。

水深 15～16m	岸壁 3 バース	延長 1,350m	(コンテナ船用)
			[既設] C10～12
埠頭用地	74ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	
	(うち 57ha 既設、11ha 工事中)		[既設の変更計画]
港湾関連用地	12ha		[既設の変更計画]
交通機能用地	4ha	(うち 4ha 工事中)	[既設の変更計画]

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の
拠点として機能するために必要な施設]

夢洲地区

臨港道路夢洲埠頭 1 号線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 臨港道路夢洲埠頭 2 号線

4 車線(既設)

[既設の変更計画]

南港地区(南港北)

水深 14m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)

[既定計画] C9

水深 14m 航路・泊地 面積 13ha

[既定計画]

南港地区(北埠頭)

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 520m

[既定計画の変更計画] R4,5

南港地区(南港東)

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m

[既定計画] NH2

水深 13m 泊地 面積 2ha

[既定計画]

水深 12m 泊地 面積 1ha

[既定計画]

水深 13m 航路・泊地 面積 22ha

[既定計画]

水深 12m 航路・泊地 面積 1ha

[既定計画]

臨港道路南港東 1 号線

起点 南港地区南港東外貿埠頭

終点 臨港道路柴谷南港東線

4 車線

[既定計画]

南港地区 (南埠頭)

水深 9m	岸壁 1 バース	延長 220m	[既定計画] F7
水深 9m	泊地	面積 1ha	[既定計画]
水深 9m	航路・泊地	面積 2ha	[既定計画]

新島地区

水深 15m	岸壁 4 バース	延長 1,400m (コンテナ船用)	[既定計画] C13~C16
水深 14m	岸壁 2 バース	延長 600m	[既定計画] SI1,2
水深 15m	泊地	面積 8ha	[既定計画]
水深 14m	泊地	面積 5ha	[既定計画]
水深 15m	航路・泊地	面積 155ha	[既定計画]
水深 14m	航路・泊地	面積 6ha	[既定計画]
新島北防波堤	延長 340m		[既定計画]
新島南防波堤	延長 1,720m		[既定計画]
臨港道路夢洲・新島連絡線			
起点	臨港道路港区・南港・北港連絡線		
終点	新島地区		
4~6 車線			[既定計画]

南航路	水深 12m	幅員 300m	[既定計画]
-----	--------	---------	--------

2 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

此花地区（北港）

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 390m [既定計画] W53,55,57

緑地 5ha（工事中） [既設]

道路

臨港道路此花内貿 1 号線 [既設]

起点 此花地区此花内貿 1 号岸壁

終点 此花地区北港 2 丁目

2 車線

港地区（安治川内港）

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 160m [既定計画] W7A

緑地 9ha（工事中） [既設]

道路

臨港道路安治川第 1 号岸壁線 [既設]

起点 港地区安治川第 1 号岸壁

終点 市道港区第 26 号線

2 車線

(2) 緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送等に供するとともに、必要な国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

南港地区（北埠頭）

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 520m [既定計画の変更計画] R4,5
緑地 19ha（工事中） [既設]
道路
臨港道路北埠頭東西線 [既設]
起点 南港地区北埠頭 外貿埠頭
終点 臨港道路北埠頭幹線
4 車線

なお、これに伴い、以下の施設の大規模地震対策施設計画の位置付けを削除する。

既定計画
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 180m
水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 220m

南港地区（南埠頭）

水深 9m 岸壁 1 バース 延長 220m [既定計画] F7
緑地 2ha [既設]
道路
臨港道路南埠頭北線 [既設]
起点 南港地区南埠頭 内貿埠頭
終点 臨港道路南埠頭連絡線
4 車線

(3) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

新島地区

水深 15m 岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用)
[既定計画] C13

道路

臨港道路夢洲・新島連絡線 [既定計画]

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 新島地区

3 港湾の再開発

港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新島地区において、将来の動向を踏まえ、港湾施設及び土地利用の見直しを検討する必要があることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

また、夢洲地区北側において、係留施設の将来構想の具体化とあわせ、今後、土地利用の見直しを検討する必要があることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。